

第2期人吉市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務 委託仕様書

第2期人吉市子ども・子育て支援業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、委託事業者を公募型プロポーザル（企画提案）方式により選定するに当たって、業務内容の概要を次のとおり定める。

なお、この委託仕様書の記載事項は、上記の要領に基づく選考を行う上で最低限の業務内容の概要を示すものであり、実施要領に基づき選定された事業者と随意契約を締結するに当たっては、改めて当該委託事業者と人吉市（以下「市」という。）で協議を行い、双方の合意に基づき、本件委託業務の仕様を別途に定めるものとする。

1 委託業務名

第2期人吉市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務委託（以下「業務」という。）

2 委託期間

業務委託契約締結日の翌日から令和2年3月31日までとする。

3 業務の目的

本業務は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、令和2年度を始期とする第2期人吉市子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）の作成に係る現状の分析や課題の整理、量の見込み及び確保方策の設定、人吉市子ども・子育て会議等の支援などを実施し、計画を策定することを目的とする。

4 業務委託内容

①業務内容

（1）計画策定への支援

（ア）量の見込み及び確保方策の設定の支援

対象者の人口推計を行った上で、アンケートの調査結果をもとに、各種事業・サービスの量の見込みを推計する。設定にあたっては、本市の既存資料・情報に基づく事業者の新サービス参入意向整理など現在及び潜在的なサービス提供量の状況、本市の長期的な方針、子ども・子育て会議の審議などを勘案し支援する。

（イ）現状の分析と課題の整理

アンケート調査の結果及び本市の子ども・子育て支援の現状等を分析し、その内容に基づき本市の課題を抽出する。

(ウ) 計画案の作成支援

国の基本方針をもとに、アンケート調査の結果や第1期計画の取り組み状況等を整理し、計画案を作成する。計画案について、人吉市子ども・子育て会議にて審議し、会議での意見等を踏まえて計画案の補修正を行う。

(エ) パブリックコメント実施の支援

計画案に関して、本市が実施する住民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。

(オ) 人吉市子ども・子育て会議の支援

人吉市子ども・子育て会議（3回開催予定）の開催にあたり、資料作成、必要な助言、会議運営の支援を行う。会議当日は担当者が適宜オブザーバーとして出席し必要な対応を行うとともに、審議結果をその後の計画策定作業に反映させる。

(カ) 計画書及び計画書（概要版）の作成

確定した計画の計画書及び計画書（概要版）を作成する。

②成果品

(1) 計画書：磁気データ1部

(2) 計画書（概要版）：磁気データ1部

※磁気データについては、PDF ファイル及び Microsoft Word 形式または Microsoft Excel 形式とする。

5 その他

(1) 本業務の履行に当たっては、委託者と綿密な協議及び連絡を行い遂行することとする。

(2) 本業務の履行に当たっては、業務に精通した経験者を業務責任者とする。

(3) 受託者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、人吉市個人情報の保護に関する条例（平成14年人吉市条例第1号）及び人吉市個人情報の保護に関する条例施行規則（平成14年人吉市規則第19号）等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後又は契約解除後も同様とする。

(4) 業務にあたっては、人吉市個人情報の保護に関する条例及び同条例施行規則を遵守し、個人情報及びプライバシーの保護に万全を期すこと。

(5) 成果品に関する著作権は、すべて人吉市に帰属するものとする。

(6) 業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による成果品等不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに委託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(7) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。